

会議案第19号

後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書提出の件

後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成19年12月21日提出

芽室町議会厚生常任委員会
委員長 柴田正博

後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行うこととなった。

北海道においても平成19年3月に北海道後期高齢者医療広域連合が設立され、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の運営に向け、広域連合が中心となって各種給付事務などの準備事務を進めている。

しかし、様々な住民負担が増える社会情勢の中、後期高齢者に対する負担軽減を図る必要があるが、広域連合に自主財源はなく、市町村の負担金で運営されることとなっており、このことから市町村においても後期高齢者医療制度の運営に伴う財政負担が増大する。

特に北海道の後期高齢者は、全国平均より所得水準が低く、逆に医療費は高い状況にあり、保険料が高額になる構造となっている。健康診査事業についても国による一部助成が予定されているが、これは保険料に影響する仕組みとなっている。

また、新たな制度の内容について、住民に対する十分な周知を図る必要があるが、北海道は全国最大の面積と構成市町村数であり、広域連合だけでは対応が難しい条件下にある。

このようなことから、高齢者が安心して医療を受けることができる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 後期高齢者の保険事業は、健康の保持や疾病の早期発見による医療費の抑制、介護予防の観点からも極めて重要であることから、北海道においては広域連合への十分な財政支援措置を講じること。
- 2 後期高齢者医療制度については、北海道においても、道民及び医療機関等への十分な周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

北海道河西郡芽室町議会議長 高橋 源

北海道知事 殿